

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆！！九段会計通信！！☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆http://www.kudan-tax.jp/☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

◇九段会計通信 Vol.2のコンテンツ◇

- 副代表挨拶
 - ・交際費枠拡大！400万円→600万円
- こんなときどうなる？身近な税務トピック
 - ・消耗品編～それは経費？資産？
- 温故知新なく九段的ヒトコト>
- 編集後記

祝☆第2号！

早いもので、2009年も半分が過ぎました。
半分しかないか？まだ半分あるか？捉え方次第ですね。
時は金なり。皆様の貴重なお時間を頂戴するに相応しい
メールマガジンを目指して参ります！

※前号で一部文字化け等の不都合がございました事をお詫び申し上げます。



≡ ■副代表挨拶

こんにちは。九段会計事務所、副代表の森です。
弊社のメールマガジン第2号をお送りいたします。

本年は、「100年に1度の不況」から抜け出すための第一歩の年です。
政府もいろいろな対策を打ってきています。
その中で、普段はあまりないのですが、6月に税制改正がありました。
中小企業関係では、交際費の損金算入の上限が400万円から600万円に
引き上げられました*。平成21年4月1日以降終了する事業年度から適用されますの
で、
通常月末決算の会社であれば6月末に申告期限であった会社が適用第1号でした。
このメールマガジンではこのような身近な税制改正をどんどん取り上げていきたいと
思っておりますので、ご期待下さい。

これからどんどん暑くなります。季節の変わり目は体調を崩す方が多いということです。
皆様もくれぐれも体調にはご留意して、ご活躍下さい。

税理士法人 九段会計事務所
副代表 森 雅浩

*平成21年4月1日以降に終了する事業年度から適用されます。
資本金1億円以下の法人が対象です。



≡ ■こんなときどうなる？身近な税務トピック

●消耗品編～それは経費？資産？

消耗品の30万円判定は税込みか税抜きか？

例) 税込309,750円(税抜295,000円)のパソコンを買った場合、
少額減価償却資産に該当し、損金算入(全額経費)できるか？

A. 会社の経理が税込経理か税抜経理かによって異なります。
税込経理をしている会社は、税込だと309,750円で30万円を超えているので、
少額減価償却資産に該当せず、資産計上して減価償却をすることになります。
税抜経理をしている会社は、税抜だと295,000円で30万円未満なので、
少額減価償却資産に該当し、損金算入できます。

いろいろなケースがございますので、判断に迷うことがあるかと思えます。
少しでも疑問、不安なことがございましたら、いつでもご連絡下さい。



≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト >

無能を並みの水準にするには、
一流を超一流にするよりも、
遥かにエネルギーを必要とする。

(ピーター・F・ドラッカー、経営学者)

苦手分野を無理に伸ばそう、補おうという事をやめて
得意分野に注力すべきだというドラッカー博士の言葉。
自分の苦手分野をなくすよりも、「苦手分野を得意としている人」を見つけて
自分は自分の強みを活かしていく方が効率的です。
自分が万能である必要はないのですね。

- ・自分の強み、そして会社の強みはどこか？
- ・逆に弱みはどこか？
- ・それを補うネットワークはあるか？

特に経営環境変化、技術革新が高速化している現代では、
必須の思考なのかもしれません。

税務・会計等に関して、九段会計事務所もお手伝いさせていただきます☆



≡ ■ 編集後記

通勤時間や寝る前などは大抵読書をしています。
寝室に無造作に読みかけの本を置きっぱなしにしてしまうことがあるのですが、
先日夫に「最近読んでいる本のシリーズ、俺の本棚にあるけど？」と言われました・・・
夫婦で同じ本を別々に買っていただけです。
コミュニケーション不足から起こるムダって意外と多いと実感致しました。
仕事でも家庭でも、今自分は何をしているか、相手は何に興味を持っているのか、
知っておくことで無駄が省け、生産性が上がるのかもしれない。
相手から情報など提供してくれるようになり、
「夢がむこうから近づいてくる」ことにつながるのかもしれないね。
皆様はいかががでしょうか？

これを機に、もっと自分が興味を持っていることを伝えようと思った矢合でした。

メールマガジン編集担当 矢合 真弓
